

市・県民税の 税額決定・納税通知書を 発送します

市・県民税は、市や県の行政を支える大切な財源のひとつです。原則として毎年1月1日現在で市内にお住まいの方が対象になります。

納税方法

①普通徴収(個人納付)の場合
【事業所得者など】

年4回(6月・8月・10月・翌年1月)の納期です。納付書もしくは口座振替で納めてください。

②給与からの特別徴収の場合
【給与所得者】

6月から翌年5月までの12回で給与から天引きされます。今年度の税額決定通知書は、5月中旬に給与支払者宛てに発送しています。勤務先を通じてお受け取りください。

③公的年金から特別徴収の場合
【年金所得者】

前年中および令和2年4月1日において、公的年金の支払いを受けている65歳以上の方が対象となります。公的年金の所得に係る市・県民税が年金から天引きされます。

※税額の計算方法の詳細は、通知書に同封する「市民税・県民税の税額等の明細」をご覧ください。

市・県民税の 申告について

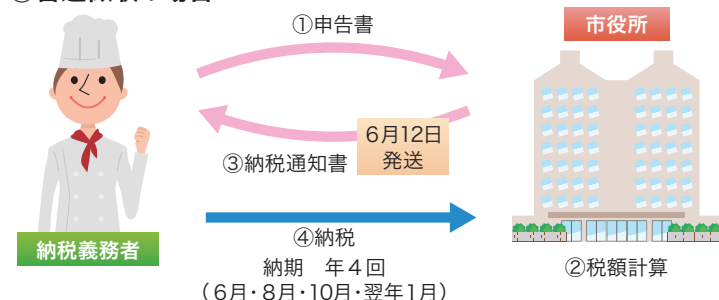
毎年、1月1日に茂原市内にお住まいの方は、収入の有無にかかわらず、前年中の所得を申告していただく必要があります。申告していない場合は、市・県民税だけでなく、国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、高額療養費の自己負担限度額などの決定が正しくできないことがあります。

ただし、次の①～④のいずれかに該当する方は申告の必要はありません。

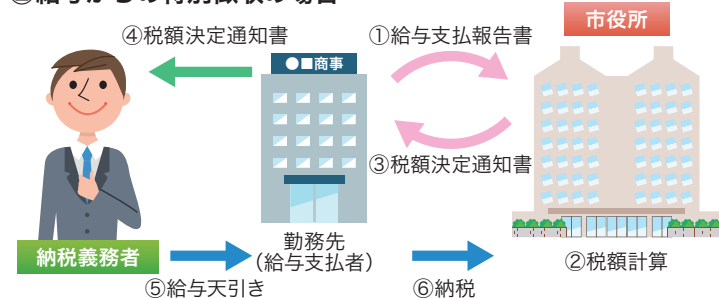
- ①税務署に確定申告書を提出された方
- ②給与所得のみの方で、勤務先から茂原市へ給与支払報告書が提出されている方(提出の有無は勤務先へ確認してください)
- ③公的年金等に係る所得のみで、扶養、医療費などの各種控除を受けない方
- ④税制上の被扶養者等となつ

納税方法

①普通徴収の場合



②給与からの特別徴収の場合



③公的年金からの特別徴収の場合



ている方

問合せ
市民税課(2階)

☎(20)1577、FAX(20)1609

新型コロナウイルス感染症の影響など、納期内に納付できない事情のある方はご相談ください。

問合せ
収税課(2階)

☎(20)1578、FAX(20)1609